

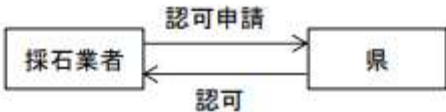
埼玉県 権限移譲対象事務 事務概要調書 (環境分野)

埼玉県 企画財政部 地域政策課 総務・自治連携担当

目次

No	事務の名称	No	事務の名称	No	事務の名称
1	岩石採取計画の認可等	16	浄化槽管理者の指導等 重点		
2	工業用水法に基づく地下水の採取に関する規制等	17	第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出受理等		
3	建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく地下水の採取に関する規制等	18.1	ダイオキシン類対策に関する事務（大気）		
4	近郊緑地保全区域の行為の届出受理等	18.2	ダイオキシン類対策に関する事務（水質）		
5	砂利採取計画の認可等	19	土壌汚染対策法に基づく事務		
6.1	ばい煙発生施設の届出受理等（工場に係るものに限る）	20	有害鳥獣の捕獲許可等		
6.2	ばい煙発生施設の届出受理等（工場に係るものを除く）	21	鳥獣飼養の登録		
7.1	一般粉じん発生施設の届出受理等（工場に係るものに限る）	22	販売禁止鳥獣の販売許可等		
7.2	一般粉じん発生施設の届出受理等（工場に係るものを除く）	23	土採取計画の認可等		
8.1	特定粉じん発生施設の届出受理等（工場に係るものに限る）	24.1	公害防止事務（騒音、振動、悪臭、深夜営業、野外焼却）		
8.2	特定粉じん排出等作業の届出受理等	24.2	公害防止事務（大気の汚染に関する事務）		
8.3	特定粉じん排出等作業の届出受理等（建築物解体工事の事前調査の報告受理）	24.3	公害防止事務（ばい煙（工場を除く）及び粉じんに関する事務）		
9	揮発性有機化合物排出施設の届出受理等	24.4	公害防止事務（水質規制に関する事務）		
10.1	水銀排出施設の届出受理等（工場に係るものに限る）	24.5	公害防止事務（土壌・地下水汚染に関する事務）		
10.2	水銀排出施設の届出受理等（工場に係るものを除く）	24.6	公害防止事務（廃棄物に関する事務）		
11	大気汚染状況の監視等に関する事務	24.7	公害防止事務（ダイオキシン（公害防止主任者に係る届出受理等））		
12	廃棄物再生事業者の登録	25	アイドリング・ストップの勧告等 重点		
13	水質汚濁防止に関する事務	26	埼玉県生活環境保全条例に基づく騒音・新藤の規制基準の設定等		
14	特定工場の公害防止組織の届出受理等	27	埼玉県生活環境保全条例に基づく特定化学物質の適正な管理等		
15	浄化槽設置の届出受理等 重点	28	埼玉県生活環境保全条例に基づく地下水の採取に関する規制等		

事務の概要

根拠法令	採石法	
事務内容	○岩石採取計画の認可及び変更の認可並びに条件の付与 ○氏名等の変更の届出及び採取の休止又は廃止の届出等の受理 ○認可採取計画の変更命令、認可の取消し又は採取の停止命令、緊急措置命令等 ○採取場等への立入検査等	
主な移譲権限の R5年度処理件数（全県）	採石法第33条に基づく認可 4件、採石法第33条の5に基づく変更認可 0件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
		
移譲による 市町村のメリット	地域の実情に詳しい市が処理することで、迅速で的確な対応が可能となる。	
一体的に処理することが 効果的な移譲事務		
想定される事務量 （年間処理件数）	○新規（更新）の認可 0～1件 ○変更の認可 0～1件 ○立入検査 2～8件	
必要な組織体制等 （人員・資格・機器等）	1名（兼務） 資格・免許、機器：不要	
必要な条例・規則等	○手数料収入が生じるので、市の手数料条例を改正する必要がある。 ○制定の義務はないが、具体的な認可や指導に当たっては、県に準じた要綱等を定めることが望ましい。 ・岩石等の採取に係る認可及び指導の基準に関する要綱、岩石の採取計画の認可申請手続の指導及び認可の基準等に関する要領、岩石採取計画認可申請書作成要領	

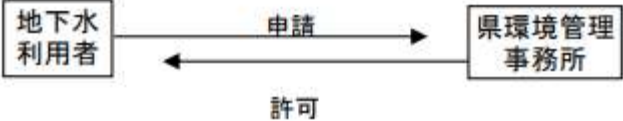
市町村への支援

説明会・研修会等	個別相談及び資料提供。また、国の採石災害防止技術指導員の技術指導を受けることができる。
事務処理マニュアル	名称：砂利対策担当事務処理マニュアル 概要：砂利対策担当で行う採石法・砂利採取法・埼玉県土採取条例に関する事務の手順等をまとめたもの
人的支援（職員派遣等）	業務に必要な専門知識は、国が示した詳細な技術基準があるので、県職員派遣の必要性はなく、市職員の受け入れや研修の必要性は低い。
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談は、随時受け付ける。
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	25項
条例移譲の目安	岩石採取場既存市
移譲済市町村（法令）	指定都市（1市）
移譲済市町村（条例）	2市
県担当課（本庁）	環境部 環境政策課 企画調整・環境影響評価担当（048-830-3039）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 地域環境担当（秩父環境のみ生活環境担当）

事務の概要

根拠法令	工業用水法	
事務内容	○地下水の採取を規制する事務（法3条第1項） 規制地域内の地下水採取者からの許可申請を審査、許可。	
主な移譲権限の R5年度処理件数	対象施設数 1件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
		
移譲による 市町村のメリット	地盤沈下防止に市町村が主体的に取り組むことができる。	
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	埼玉県生活環境保全条例及び建築物用地下水の採取に関する法律（いずれも地盤沈下防止のための地下水の採取に関する規制のため）	
想定される事務量 （年間処理件数）	昭和46年許可基準改正以降、第3条第1項に基づく許可は1施設のみ、法施行区域内における揚水施設は上記の1施設だけである。	
必要な組織体制等 （人員・資格・機器等）	新たな要員不要	
必要な条例・規則等	行政手続法に基づく審査基準・標準処理日数の設定	

市町村への支援

説明会・研修会等	個別説明
事務処理マニュアル	
人的支援（職員派遣等）	
移譲後のフォローアップ	随時相談に応じる
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	36項
条例移譲の目安	工業用水法の規制地域（6市）
移譲済市町村（法令）	指定都市（1市）
移譲済市町村（条例）	4市（未移譲1市）
県担当課（本庁）	環境部 水環境課 土壌・地盤環境担当（048-830-3084）
県担当課（地域政策機関）	環境管理事務所 大気水質担当

事務の概要

根拠法令	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
事務内容	○地下水の採取を規制する事務（法4条第1項） 規制地域内の地下水採取者からの許可申請を審査、許可	
主な移譲権限のR5年度処理件数	対象施設数 2件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
	 <pre>graph LR; A[地下水利用者] -- 申請 --> B[県環境管理事務所]; B -- 許可 --> A;</pre>	 <pre>graph LR; A[地下水利用者] -- 申請 --> B[市町村]; B -- 許可 --> A;</pre>
移譲による市町村のメリット	地盤沈下防止に市町村が主体的に取り組むことができる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	埼玉県生活環境保全条例及び工業用水法（いずれも地盤沈下防止のための地下水の採取に関する規制のため）	
想定される事務量（年間処理件数）	昭和50年に許可揚水施設が全廃された以降、新たに設置された許可揚水施設は2施設	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	新たな要員不要	
必要な条例・規則等	行政手続法に基づく審査基準・標準処理日数の設定	

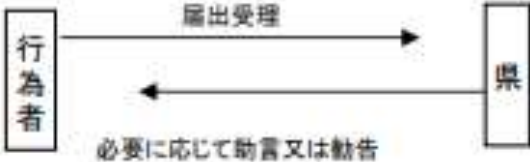
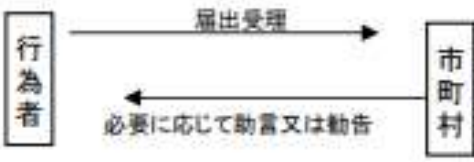
市町村への支援

説明会・研修会等	個別説明
事務処理マニュアル	
人的支援（職員派遣等）	
移譲後のフォローアップ	随時相談に応じる
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	49項
条例移譲の目安	建築物用地下水の採取の規制に関する法律の規制地域（4市）
移譲済市町村（法令）	指定都市（1市）
移譲済市町村（条例）	2市（未移譲1市）
県担当課（本庁）	環境部 水環境課 土壌・地盤環境担当（048-830-3084）
県担当課（地域政策機関）	環境管理事務所 大気水質担当

事務の概要

根拠法令	首都圏近郊緑地保全法	
事務内容	○首都圏近郊緑地保全区域内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更、木竹の伐採などの行為の届出の受理。 ○この届出を受理し、緑地保全のために必要がある場合は、助言又は勧告を行う。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	58件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
		
移譲による市町村のメリット	区域内の土地の改変状況をより迅速に把握することができる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務		
想定される事務量（年間処理件数）	届出受理 60～80件（14市町合計）	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）		
必要な条例・規則等		

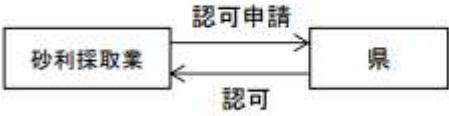
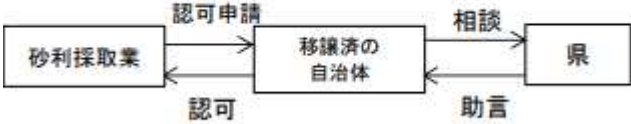
市町村への支援

説明会・研修会等	
事務処理マニュアル	
人的支援（職員派遣等）	
移譲後のフォローアップ	
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	57項
条例移譲の目安	指定区域（13市1町）
移譲済市町村（法令）	指定都市（1市）
移譲済市町村（条例）	12市1町（未移譲なし）
県担当課（本庁）	環境部 みどり自然課 みどり保全・総合調整担当（048-830-3151）
県担当課 （地域政策機関）	

事務の概要

根拠法令	砂利採取法	
事務内容	○砂利採取計画の認可及び変更の認可並びに条件の付与 ○廃止の届出等の受理 ○認可採取計画の変更命令、認可の取消し又は採取の停止命令、緊急措置命令等 ○採取場等への立入検査等	
主な移譲権限のR5年度処理件数	砂利採取法第16条に基づく認可 12件、砂利採取法第20条に基づく変更認可 3件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
		
移譲による市町村のメリット	地域の実情に詳しい市町が処理することで、迅速で的確な対応が可能となる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	農地転用の許可等 (理由) 埼玉県における陸砂利の採取は、ほぼ全てが農地を一時転用して行われるため。	
想定される事務量(年間処理件数)	○新規の認可 0～2件 ○変更の認可 0～1件 ○立入検査 0～12件	
必要な組織体制等(人員・資格・機器等)	1名(兼務) 資格・免許、機器：不要	
必要な条例・規則等	○手数料収入が生じるので、市町の手数料条例を改正する必要がある。 ○制定の義務はないが、具体的な認可や指導に当たっては、県に準じた要綱等を定めることが望ましい。 ・岩石等の採取に係る認可及び指導の基準に関する要綱、砂利の採取計画の認可申請手続の指導及び認可の基準等に関する要領	

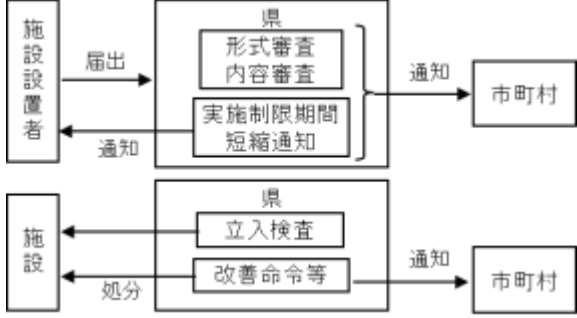
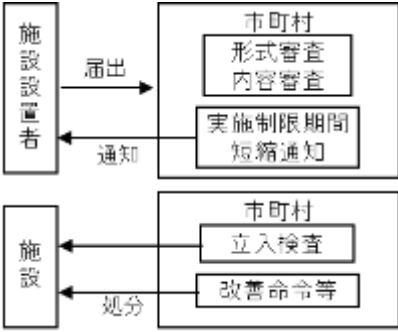
市町村への支援

説明会・研修会等	個別相談及び資料提供
事務処理マニュアル	名称：砂利対策担当事務処理マニュアル 概要：砂利対策担当で行う採石法・砂利採取法・埼玉県土採取条例に関する事務の手順等をまとめたもの
人的支援（職員派遣等）	県職員派遣の必要性はなく、市・町職員の受け入れや研修の必要性は低い。
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談は、随時受け付ける。
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	未移譲
条例移譲の目安	砂利洗浄プラント既存地域
移譲済市町村（法令）	指定都市（1市）
移譲済市町村（条例）	未移譲（6市2町）
県担当課（本庁）	環境部 環境政策課 企画調整・環境影響評価担当（048-830-3039）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 地域環境担当（秩父環境のみ生活環境担当）

事務の概要

根拠法令	大気汚染防止法	
事務内容	・ボイラー・焼却炉等において燃料その他の物を燃焼してばい煙を発生する施設に対する、設置、施設変更、代表者変更、使用廃止等の届出の受理及び審査を行う。 ・立入検査を行い、法令基準の遵守状況を確認する。 ・行政指導、行政処分を行う。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	設置届【法第6条】 43件 立入検査【法第26条】 331件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
		
移譲による市町村のメリット	市で届出等ができ、事業者の利便性が向上。 規制業務を地域の状況を熟知している市が事務を行うことで、迅速・的確な対応が可能。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	青空再生パッケージに含まれる事務を一体的に実施することにより大気規制行政を総合的に行うことができる。 次の対象事務と合わせて移譲を受けることにより、工場及び事業場に対する規制行政を円滑に遂行することが可能となる。 水銀排出施設の届出受理等に関する事務（事務No.10）	
想定される事務量（年間処理件数）	・設置届等の受理：5件程度 ・立入検査：30件程度	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	・立入検査時職員2名以上必要。環境関係事務（水質、騒音・振動等）と兼務が可能。 ・分析等は業者委託が可能であり、特に機器は必要なし。	
必要な条例・規則等	・特に条例・規則の制定は必要ないが、市町村内部で事務処理要領等を定めることが必要。県の事務処理要領等を参照。 ・行政手続法に基づく審査基準等の設定 ・大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づく排出基準（上乗せ基準）は、県条例による。	

市町村への支援

説明会・研修会等	個別相談、文書提供等を随時行う。
事務処理マニュアル	・事務処理要領、マニュアル、パンフレット等を提供 ・管内届出書、立入検査票等の対象工場等の情報を提供
人的支援（職員派遣等）	市町村の要望に応じ、県職員派遣
移譲後のフォローアップ	・事務処理に係る相談等の随時対応 ・新任担当者研修（毎年度4月頃、県職員と合同）の開催 ・大気環境連絡調整会議の開催（年1回程度）による情報共有
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	61項1号、4号
条例移譲の目安	人口15万人以上（14市）
移譲済市町村（法令）	指定都市、中核市（3市）
移譲済市町村（条例）	1市
県担当課（本庁）	環境部 大気環境課 規制・化学物質担当（048-830-3058）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 大気水質担当・生活環境担当

事務の概要

根拠法令	大気汚染防止法	
事務内容	・ボイラー・焼却炉等において燃料その他の物を燃焼してばい煙を発生する施設に対する、設置、施設変更、代表者変更、使用廃止等の届出の受理及び審査を行う。 ・立入検査を行い、法令基準の遵守状況を確認する。 ・行政指導、行政処分を行う。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	設 置 届【法第6条】 54件 立入検査【法第26条】 425件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
移譲による市町村のメリット	市で届出等ができ、事業者の利便性が向上。 規制業務を地域の状況を熟知している市が事務を行うことで、迅速・的確な対応が可能。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	青空再生パッケージに含まれる事務を一体的に実施することにより大気規制行政を総合的に行うことができる。 次の対象事務と合わせて移譲を受けることにより、工場及び事業場に対する規制行政を円滑に遂行することが可能となる。 水銀排出施設の届出受理等に関する事務（事務No.10）	
想定される事務量（年間処理件数）	・設置届等の受理：5件程度 ・立入検査：30件程度	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	・立入検査時職員2名以上必要。環境関係事務（水質、騒音・振動等）と兼務が可能。 ・分析等は業者委託が可能であり、特に機器は必要なし。	
必要な条例・規則等	・特に条例・規則の制定は必要ないが、市町村内部で事務処理要領等を定めることが必要。県の事務処理要領等を参照。 ・行政手続法に基づく審査基準等の設定 ・大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づく排出基準（上乘せ基準）は、県条例による。	

市町村への支援

説明会・研修会等	個別相談、文書提供等を随時実施
事務処理マニュアル	・事務処理要領、マニュアル、パンフレット等を提供 ・管内届出書、立入検査票等の対象工場等の情報を提供
人的支援（職員派遣等）	市町村の要望に応じ、県職員派遣
移譲後のフォローアップ	・事務処理に係る相談等の随時対応 ・新任担当者研修（毎年度４月頃、県職員と合同）の開催 ・大気環境連絡調整会議の開催（年１回程度）による情報共有
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	61項2号・3号・4号
条例移譲の目安	人口１５万人以上（１４市）
移譲済市町村（法令）	指定都市、中核市（３市）・政令市（１市）
移譲済市町村（条例）	５市
県担当課（本庁）	環境部 大気環境課 規制・化学物質担当（048-830-3058）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 大気水質担当・生活環境担当

事務の概要

根拠法令	大気汚染防止法
事務内容	・ 破碎機、ベルトコンベア等の粉じんを発生する施設に対する、設置、施設変更、代表者変更、使用廃止等の届出の受理及び審査を行う。 ・ 立入検査を行い、法令基準の遵守状況を確認する。 ・ 行政指導、行政処分を行う。
主な移譲権限のR5年度処理件数	設置届【法第18条】6件 立入検査【法第26条】55件
主な事務の処理フロー	移譲前 移譲後
移譲による市町村のメリット	市で届出等ができ、事業者の利便性が向上。 規制業務を地域の状況を熟知している市が事務を行うことで、迅速・的確な対応が可能。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	青空再生パッケージに含まれる事務を一体的に実施することにより大気規制行政を総合的に行うことができる。
想定される事務量（年間処理件数）	・ 設置届等の受理：3件程度 ・ 立入検査：5件程度
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	・ 立入検査時職員2名以上必要。環境関係事務（水質、騒音・振動等）と兼務が可能。 ・ 規制は濃度基準の遵守ではなく構造基準の遵守のため分析等は不要であり、特に機器は必要なし。
必要な条例・規則等	・ 特に条例・規則の制定は必要ないが、市町村内部で事務処理要領等を定めることが必要。県の事務処理要領等を参照。 ・ 行政手続法に基づく審査基準等の設定

市町村への支援

説明会・研修会等	・事務処理要領、マニュアル、パンフレット等を提供 ・管内届出書、立入検査票等の対象工場等の情報を提供
事務処理マニュアル	市町村の要望に応じ、県職員派遣
人的支援（職員派遣等）	市町村の要望に応じ、県職員派遣
移譲後のフォローアップ	・事務処理に係る相談等の随時対応 ・新任担当者研修（毎年度4月頃、県職員と合同）の開催 ・大気環境連絡調整会議の開催（年1回程度）による情報共有
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	未移譲
条例移譲の目安	人口15万人以上（14市）
移譲済市町村（法令）	指定都市、中核市（3市）・政令市（4市）
移譲済市町村（条例）	未移譲
県担当課（本庁）	環境部 大気環境課 規制・化学物質担当（048-830-3058）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 大気水質担当・生活環境担当

事務の概要

根拠法令	大気汚染防止法
事務内容	・ 破碎機、ベルトコンベア等の粉じんを発生する施設に対する、設置、施設変更、代表者変更、使用廃止等の届出の受理及び審査を行う。 ・ 立入検査を行い、法令基準の遵守状況を確認する。 ・ 行政指導、行政処分を行う。
主な移譲権限のR5年度処理件数	設置届【法第18条】12件 立入検査【法第26条】56件
主な事務の処理フロー	移譲前 移譲後
移譲による市町村のメリット	市で届出等ができ、事業者の利便性が向上。 規制業務を地域の状況を熟知している市が事務を行うことで、迅速・的確な対応が可能。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	青空再生パッケージに含まれる事務を一体的に実施することにより大気規制行政を総合的に行うことができる。
想定される事務量（年間処理件数）	・ 設置届等の受理：3件程度 ・ 立入検査：5件程度
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	・ 立入検査時職員2名以上必要。環境関係事務（水質、騒音・振動等）と兼務が可能。 ・ 規制は濃度基準の遵守ではなく構造基準の遵守のため分析等は不要であり、特に機器は必要なし。
必要な条例・規則等	・ 特に条例・規則の制定は必要ないが、市町村内部で事務処理要領等を定めることが必要。県の事務処理要領等を参照。 ・ 行政手続法に基づく審査基準等の設定

市町村への支援

説明会・研修会等	・事務処理要領、マニュアル、パンフレット等を提供 ・管内届出書、立入検査票等の対象工場等の情報を提供
事務処理マニュアル	市町村の要望に応じ、県職員派遣
人的支援（職員派遣等）	市町村の要望に応じ、県職員派遣
移譲後のフォローアップ	・事務処理に係る相談等の随時対応 ・新任担当者研修（毎年度4月頃、県職員と合同）の開催 ・大気環境連絡調整会議の開催（年1回程度）による情報共有
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	未移譲
条例移譲の目安	人口15万人以上（14市）
移譲済市町村（法令）	指定都市、中核市（3市）・政令市（4市）
移譲済市町村（条例）	2市
県担当課（本庁）	環境部 大気環境課 規制・化学物質担当（048-830-3058）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 大気水質担当・生活環境担当

事務の概要

根拠法令	大気汚染防止法	
事務内容	・特定粉じんを排出する施設の設置、施設変更、代表者変更、使用廃止等の届出受理・審査を行う。 ・立入検査を行い、法令基準の遵守状況を確認する。 ・行政指導、行政処分を行う。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	設 置 届【法第18条の6】 0件 立入検査【法第26条】 0件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
移譲による市町村のメリット	市で届出等ができ、事業者の利便性が向上。 規制業務を地域の状況を熟知している市が事務を行うことで、迅速・的確な対応が可能。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	青空再生パッケージに含まれる事務を一体的に実施することにより大気規制行政を総合的に行うことができる。	
想定される事務量（年間処理件数）	・特定粉じんを排出する施設設置届出書の受理：0件程度 ・立入検査：0件程度 ※特定粉じん(石綿)の使用が平成24年に全面禁止になったので、現在県内に施設はなく、今後も設置届出者が提出される見込みなし。	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	・特に条例・規則の制定は必要ないが、市町村内部で事務処理要領等を定めることが必要。県の事務処理要領等を参照。 ・行政手続法に基づく審査基準等の設定	
必要な条例・規則等	個別相談、文書提供等を随時行う。	

市町村への支援

説明会・研修会等	個別相談、文書提供等を随時行う。
事務処理マニュアル	事務処理要領を提供
人的支援（職員派遣等）	市町村の要望に応じ、県職員派遣。
移譲後のフォローアップ	事務処理に係る相談等の随時対応
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	61項1号
条例移譲の目安	人口15万人以上（14市）
移譲済市町村（法令）	指定都市、中核市（3市）
移譲済市町村（条例）	1市
県担当課（本庁）	環境部 大気環境課 規制・化学物質担当（048-830-3058）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 大気水質担当・生活環境担当

事務の概要

根拠法令	大気汚染防止法	
事務内容	・特定粉じんを排出する施設、排出する作業に対し、設置、施設変更、代表者変更、使用廃止等の届出の受理及び審査を行う。 ・立入検査を行い、法令基準の遵守状況を確認する。 ・行政指導、行政処分を行う。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	排出等作業実施届の受理【法第18条の17】 82件 立入検査【法第26条】 105件	
主な事務の処理フロー	移譲前 	移譲後
移譲による市町村のメリット	市で届出等ができ、事業者の利便性が向上。 規制業務を地域の状況を熟知している市が事務を行うことで、迅速・的確な対応が可能。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	青空再生パッケージに含まれる事務を一体的に実施することにより大気規制行政を総合的に行うことができる。	
想定される事務量（年間処理件数）	・排出等作業実施届の受理：10件程度 ・立入検査：20件程度	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	・立入検査時職員2名以上必要。環境関係事務（水質・騒音・振動等）と兼務が可能。 ・分析等は業者委託が可能だが、立入検査にあたり、専用の防じんマスクが必要。	
必要な条例・規則等	・特に条例・規則の制定は必要ないが、市町村内部で事務処理要領等を定めることが必要。県の事務処理要領等を参照。 ・行政手続法に基づく審査基準等の設定	

市町村への支援

説明会・研修会等	個別相談、文書提供等を随時行う。
事務処理マニュアル	・事務処理要領、マニュアル、パンフレット等を提供 ・管内届出書、立入検査票等の対象工場等の情報を提供
人的支援（職員派遣等）	市町村の要望に応じ、県職員派遣。
移譲後のフォローアップ	・事務処理に係る相談等の随時対応 ・新任担当者研修（毎年度４月頃、県職員と合同）の開催 ・大気環境連絡調整会議の開催（年１回程度）による情報共有
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	61項2号、3号
条例移譲の目安	人口１５万人以上（１４市）
移譲済市町村（法令）	指定都市、中核市（３市）・政令市（１市）
移譲済市町村（条例）	５市
県担当課（本庁）	環境部 大気環境課 規制・化学物質担当（048-830-3058）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 大気水質担当・生活環境担当

根拠法令	大気汚染防止法
事務内容	- 解体工事等の石綿事前調査結果報告の受理・審査を行う。 - 届出内容の補正を行う。
主な移譲権限のR5年度処理件数	石綿事前調査結果報告の受理【法第18条の15第6項】 23,222件
主な事務の処理フロー	移譲前 移譲後
移譲による市町村のメリット	規制業務を地域の状況を熟知している市が事務を行うことで、迅速・的確な対応が可能。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	青空再生パッケージに含まれる事務を一体的に実施することにより大気規制行政を総合的に行うことができる。
想定される事務量（年間処理件数）	石綿事前調査結果報告の受理：約800件程度
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	電話対応・窓口対応職員1名以上必要。環境関係事務（水質、騒音・振動等）と兼務が可能。
必要な条例・規則等	特に条例・規則の制定は必要ないが、市町村内部で事務処理要領等を定めることが必要。県の事務処理要領等を参照。

市町村への支援

説明会・研修会等	個別相談、文書提供等を随時行う。
事務処理マニュアル	・事務処理要領、マニュアル、パンフレット等を提供
人的支援（職員派遣等）	市町村の要望に応じ、県職員派遣。
移譲後のフォローアップ	・事務処理に係る相談等の随時対応 ・新任担当者研修（毎年度４月頃、県職員と合同）の開催 ・大気環境連絡調整会議の開催（年１回程度）による情報共有
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	61項6号
条例移譲の目安	人口１５万人以上（１４市）
移譲済市町村（法令）	指定都市、中核市（３市）・政令市（１市）
移譲済市町村（条例）	5市
県担当課（本庁）	環境部 大気環境課 規制・化学物質担当（048-830-3058）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 大気水質担当・生活環境担当

事務の概要

根拠法令	大気汚染防止法	
事務内容	・印刷施設、塗装施設等の揮発性有機化合物を発生する施設に対する、設置、施設変更、代表者変更、使用廃止等の届出の受理及び審査を行う。 ・立入検査を行い、法令基準の遵守状況を確認する。 ・行政指導、行政指導を行う。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	設置届【法第17条の5】11件 立入検査【法第26条】93件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
移譲による市町村のメリット	市で届出等ができ、事業者の利便性が向上。 規制業務を地域の状況を熟知している市が事務を行うことで、迅速・的確な対応が可能。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	青空再生パッケージに含まれる事務を一体的に実施することにより大気規制行政を総合的に行うことができる。	
想定される事務量（年間処理件数）	・設置届等の受理：2件程度 ・立入検査：3件程度	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	・立入検査時職員2名以上必要。環境関係事務（水質・騒音・振動等）と兼務が可能。 ・分析等は業者委託が可能であり、特に機器は必要なし。	
必要な条例・規則等	・特に条例・規則の制定は必要ないが、市町村内部で事務処理要領等を定めることが必要。県の事務処理要領等を参照。 ・行政手続法に基づく審査基準等の設定	

市町村への支援

説明会・研修会等	個別相談、文書提供等を随時行う。
事務処理マニュアル	・事務処理要領、マニュアル、パンフレット等を提供 ・管内届出書、立入検査票等の対象工場等の情報を提供
人的支援（職員派遣等）	市町村の要望に応じ、県職員派遣。
移譲後のフォローアップ	・事務処理に係る相談等の随時対応 ・新任担当者研修（毎年度４月頃、県職員と合同）の開催 ・大気環境連絡調整会議の開催（年１回程度）による情報共有
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	61項5号
条例移譲の目安	人口15万人以上（14市）
移譲済市町村（法令）	指定都市、中核市（３市）
移譲済市町村（条例）	１市
県担当課（本庁）	環境部 大気環境課 規制・化学物質担当（048-830-3058）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 大気水質担当・生活環境担当

事務の概要

根拠法令	大気汚染防止法	
事務内容	・石炭ボイラーやセメント焼成炉などの水銀排出施設に対する、設置、施設変更、代表者変更、使用廃止等の届出の受理及び審査を行う。 ・立入検査を行い、法令基準の遵守状況を確認する。 ・行政指導、行政処分を行う。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	設 置 届【法第18条の28】 1件 立入検査【法第26条】 33件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
移譲による市町村のメリット	市で届出等ができ、事業者の利便性が向上。 規制業務を地域の状況を熟知している市が事務を行うことで、迅速・的確な対応が可能。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	青空再生パッケージに含まれる事務を一体的に実施することにより大気規制行政を総合的に行うことができる。	
想定される事務量（年間処理件数）	・設置届等の受理：5件程度 ・立入検査：5件程度	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	・立入検査時職員2名以上必要。環境関係事務（水質・騒音・振動等）と兼務が可能。 ・分析等は業者委託が可能であり、特に機器は必要なし。	
必要な条例・規則等	・特に条例・規則の制定は必要ないが、市町村内部で事務処理要領等を定めることが必要。県の事務処理要領等を参照。 ・行政手続法に基づく審査基準等の設定	

市町村への支援

説明会・研修会等	個別相談、文書提供等を随時行う。
事務処理マニュアル	・事務処理要領、マニュアル、パンフレット等を提供 ・管内届出書、立入検査票等の対象工場等の情報を提供
人的支援（職員派遣等）	市町村の要望に応じ、県職員派遣
移譲後のフォローアップ	・事務処理に係る相談等の随時対応 ・新任担当者研修（毎年度４月頃、県職員と合同）の開催 ・大気環境連絡調整会議の開催（年１回程度）による情報共有
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	61項1号
条例移譲の目安	人口15万人以上（14市）
移譲済市町村（法令）	指定都市、中核市（３市）
移譲済市町村（条例）	１市
県担当課（本庁）	環境部 大気環境課 規制・化学物質担当（048-830-3058）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 大気水質担当・生活環境担当

事務の概要

根拠法令	大気汚染防止法	
事務内容	・石炭ボイラーやセメント焼成炉などの水銀排出施設に対する、設置、施設変更、代表者変更、使用廃止等の届出の受理及び審査を行う。 ・立入検査を行い、法令基準の遵守状況を確認する。 ・行政指導、行政処分を行う。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	設置届【法第18条の28】 2件 立入検査【法第26条】 30件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
	<pre>graph LR subgraph Prefecture [県] A[形式審査 内容審査] B[実施制限期間 短縮通知] C[立入検査] D[改善命令等] end subgraph Installer [施設設置者] E[届出] end subgraph Facility [施設] F[通知] end subgraph Municipality [市町村] G[通知] H[通知] end E --> A A --> B B --> G F --> C C --> D D --> H</pre>	<pre>graph LR subgraph Municipality [市町村] A[形式審査 内容審査] B[実施制限期間 短縮通知] C[立入検査] D[改善命令等] end subgraph Installer [施設設置者] E[届出] end subgraph Facility [施設] F[通知] end subgraph Prefecture [県] G[通知] end E --> A A --> B B --> G F --> C C --> D D --> G</pre>
移譲による市町村のメリット	市で届出等ができ、事業者の利便性が向上。 規制業務を地域の状況を熟知している市が事務を行うことで、迅速・的確な対応が可能。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	青空再生パッケージに含まれる事務を一体的に実施することにより大気規制行政を総合的に行うことができる。	
想定される事務量（年間処理件数）	・設置届等の受理：5件程度 ・立入検査：5件程度	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	・立入検査時職員2名以上必要。環境関係事務（水質・騒音・振動等）と兼務が可能。 ・分析等は業者委託が可能であり、特に機器は必要なし。	
必要な条例・規則等	・特に条例・規則の制定は必要ないが、市町村内部で事務処理要領等を定めることが必要。県の事務処理要領等を参照。 ・行政手続法に基づく審査基準等の設定	

市町村への支援

説明会・研修会等	個別相談、文書提供等を随時行う。
事務処理マニュアル	・事務処理要領、マニュアル、パンフレット等を提供 ・管内届出書、立入検査票等の対象工場等の情報を提供
人的支援（職員派遣等）	市町村の要望に応じ、県職員派遣
移譲後のフォローアップ	・事務処理に係る相談等の随時対応 ・新任担当者研修（毎年度4月頃、県職員と合同）の開催 ・大気環境連絡調整会議の開催（年1回程度）による情報共有
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	未移譲
条例移譲の目安	人口15万人以上（14市）
移譲済市町村（法令）	指定都市、中核市（3市）、政令市（1市）
移譲済市町村（条例）	未移譲
県担当課（本庁）	環境部 大気環境課 規制・化学物質担当（048-830-3058）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 大気水質担当・生活環境担当

事務の概要

根拠法令	大気汚染防止法			
事務内容	大気汚染測定のための測定局を設置し、大気汚染物質等の常時監視を行い、そのデータをテレメータシステムで収集し、県のシステムにも接続する。			
主な移譲権限のR5年度処理件数	大気汚染防止法 第22条第1項 大気汚染防止法 第22条第2項 大気汚染防止法 第24条第1項	常時監視（有害大気汚染物質に係るものを除く。） 環境大臣に報告（県を経由） 公表	80件 80件 80件	
主な事務の処理フロー	移譲前		移譲後	
移譲による市町村のメリット	環境保全に主体的に取り組むことで、大気に関する総合行政の展開や地域の実情に則した行政の展開が可能となる。			
一体的に処理することが効果的な移譲事務	大気汚染防止法に基づくばい煙、粉じん、揮発性有機化合物の規制等の事務と合わせて移譲を受けることで、大気環境行政を総合的に行うことができる。			
想定される事務量（年間処理件数）	測定機（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、光化学オキシダント、一酸化炭素、微小粒子状物質、風向風速、温度湿度等）×測定局数＋システムの設置、管理及びデータ管理が必要			
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	測定局（測定機、システム）の設置、更新及び維持管理が必要			
必要な条例・規則等	特になし			

市町村への支援

説明会・研修会等	引継ぎのための研修を実施（実地研修を含む）するとともに、市の要望に基づき、実務指導等を適宜行う。
事務処理マニュアル	環境省が常時監視に関する事務処理基準及び環境大気常時監視マニュアルを作成
人的支援（職員派遣等）	県職員派遣・実務研修は困難。市の求めに応じて随時相談に応じる。
移譲後のフォローアップ	事務処理にあたっての相談等は、随時対応する。
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	61項7号
条例移譲の目安	人口15万人以上（14市）
移譲済市町村（法令）	政令による指定市（5市）
移譲済市町村（条例）	1市（未移譲8市）
県担当課（本庁）	環境部 大気環境課 企画・監視担当（048-830-3051）
県担当課（地域政策機関）	

事務の概要

根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
事務内容	廃棄物再生事業者の登録申請に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める登録基準に照らして審査し、登録を行う。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	0件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
移譲による市町村のメリット	一般廃棄物処理計画を定める市町村は、廃棄物再生事業者に対し一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができることから、当該登録事務により地元の再生事業者の把握と協力依頼の両方が行えることとなり、廃棄物の減量化・再生を推進しやすくなる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務		
想定される事務量（年間処理件数）	0～5件	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	廃棄物担当に他業務との兼務で1名配置	
必要な条例・規則等	手数料徴収に係る条例等の整備 登録に係る手続や申請書等の様式を定めるため施行細則の制定が必要	

市町村への支援

説明会・研修会等	個別説明で対応する予定である（移譲団体がまとめれば説明会を開催する）。
事務処理マニュアル	事務手続等に関係する要領等を提供する。
人的支援（職員派遣等）	市町村の求めに応じて県が技術的支援を行う。
移譲後のフォローアップ	事務処理にあたっての相談・照会は、随時支援や対応を行う。
財政支援	準備経費（権限移譲特別推進交付金） 事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	68項
条例移譲の目安	全市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	なし
移譲済市町村（条例）	7市町（未移譲34市22町村）
県担当課（本庁）	産業廃棄物指導課 審査担当（048-830-3133） 資源循環推進課 企画調整・一般廃棄物担当（048-830-3106）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 廃棄物・残土担当又は生活環境担当

事務の概要

根拠法令	水質汚濁防止法
事務内容	○水質規制業務 水質汚濁防止法の特定施設設置届出書等の届出を受理する。 特定事業場に立入検査等を行い、排水基準の適合状況等を監視、指導する。 公共用水域での水質事故時に原因究明、被害拡大防止の措置を講ずる。 ○水質保全業務 公共用水域及び地下水の水質測定を年間計画に基づき、実施し、県に報告する。
主な移譲権限のR5年度処理件数	3,089件
主な事務の処理フロー	移譲前 移譲後
移譲による市町村のメリット	・身近な市町村で事務を一本化できる。 ・市民目線に立って水環境行政を推進することができる。 ・地域の実情を熟知している市が事務を行うことで、迅速・的確な対応が可能となる。 ・市が既に行っている騒音・振動・悪臭等の事務とともに一体化して事業者を指導することにより、市内の環境問題に主体的・総合的に取り組むことができる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	次の移譲対象事務は規制対象が関連している。事業者への規制、指導を連携して行うことができる。 ・特定工事の公害防止組織の届出受理等（污水等）（事務No.14） ・ダイオキシン類対策に関する事務（事務No.18） ・土壤汚染対策法に基づく事務（事務No.19） ・公害防止事務（水質規制に関する事務）（事務No.24） ・公害防止事務（ダイオキシン（公害防止主任者に係る届出受理等））（事務No.24）
想定される事務量（年間処理件数）	○対象市における処理件数 - 水質規制 17～53件 - 水質保全 4～14件
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	○職員1名以上を配置（立入検査は2名で行うことが望ましい。他の環境関係業務と兼務可能） ○水質分析等は委託で対応可能
必要な条例・規則等	○特に条例・規則の制定は必要ないが、市内部で行政処分基準、事務処理要領等を定めることが必要。 ○行政手続法に基づく審査基準等の設定 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく、排水基準は県条例による。

市町村への支援

説明会・研修会等	事務説明会等の開催、個別相談の実施、届出書等の文書提供
事務処理マニュアル	事務処理要領
人的支援（職員派遣等）	○平成19年度の熊谷市への移譲においては、県職員を派遣した。（ばい煙の規制に関する事務・公害防止事務（水質規制に関する事務）等と同時に移譲した。） ○毎年度4月頃、新任担当者研修（県職員と合同）を開催している。
移譲後のフォローアップ	○事務処理にあたっての相談等は、随時対応する。 ○毎年度4月当初、新任担当者研修（県職員と合同）を開催する。 ○年2回程度、水環境連絡会議を開催し、水環境課、環境管理事務所及び事務を移譲している市での情報・認識の共有化を図る。
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	69項
条例移譲の目安	人口15万人以上の市（14市）
移譲済市町村（法令）	指定都市（1市）、中核市（3市）、施行時特例市（4市）
移譲済市町村（条例）	3市（未移譲3市）
県担当課（本庁）	環境部 水環境課 水環境担当（048-830-3081）、土壌・地盤環境担当（048-830-3084）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 大気水質担当・生活環境担当

事務の概要

根拠法令	特定工場の公害防止組織の整備に関する法律	
事務内容	- 公害防止組織の届出の受理 - 公害防止統括者・管理者等の解任命令 - 特定工場に対する報告徴収・立入検査	
主な移譲権限のR5年度処理件数	報告徴収・立入検査(法2条2号に係る施設に限る。) 届出の受理(法2条1号、4号及び7号に係る施設に限る。)	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
	届出者等 ○届出(選任等の届出) 届出書 県 形式審査・受理 ・内容審査 立入検査	届出者等 ○届出(選任等の届出) 届出書 市 形式審査・受理 ・内容審査 立入検査
移譲による市町村のメリット	- 身近な市町村で事務を一本化できる。 - 市民目線に立って環境行政を推進することができる。 - 地域の実情を熟知している市が事務を行うことで、迅速・的確な対応が可能となる。 - 市が既に行っている騒音・振動・悪臭等の事務とともに一体化して事業者を指導することにより、市内の環境問題に主体的・総合的に取り組むことができる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	次の移譲対象事務は規制対象が関連している。事業者への規制、指導を連携して行うことができる。 公害防止事務（ダイオキシン（公害防止主任者に係る届出））（事務No.24）	
想定される事務量（年間処理件数）	立入検査0～13件程度（特定工場の立地数による）	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	新たな人員は不要	
必要な条例・規則等	なし	

市町村への支援

説明会・研修会等	移譲予定市の意向を確認の上、個別に対応する。
事務処理マニュアル	事務処理要領
人的支援（職員派遣等）	特に検討していない。
移譲後のフォローアップ	事務処理にあたっての相談等は、随時対応する。
財政支援	準備経費（権限移譲特別推進交付金） 事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	71項1号 2号
条例移譲の目安	人口15万人以上の市（14市）
移譲済市町村（法令）	指定都市（1市）・中核市（3市）（大気・ダイオキシン・水質）、施行時特例市（4市）（水質）
移譲済市町村（条例）	大気・ダイオキシン1市（未移譲9市）、水質3市（未移譲3市）
県担当課（本庁）	環境部 水環境課 水環境担当（048-830-3081） 環境部 大気環境課 規制・化学物質担当（048-830-3058）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 大気水質担当・生活環境担当

事務の概要

根拠法令	浄化槽法
事務内容	1 浄化槽の設置等の届出の受理（法第5条） 2 浄化槽を設置しようとする者から届出を受け、浄化槽法上の観点からその内容を審査するとともに、建築基準法を所掌する部局（特定行政庁）に届出書を一部送付する。 3 浄化槽の使用開始報告の受理（法第10条の2第1項） 4 浄化槽の使用を開始した者から、その旨の報告を受ける。 5 浄化槽管理者の変更報告の受理（法第10条の2第3項） 6 使用休止（再開）の届出の受理（法第11条の2第1項） 7 使用廃止の届出の受理（法第11条の3） 8 設置計画の協議（法第12条の5第4項）
主な移譲権限のR5年度処理件数	設置等の届出の受理【法5条1項】767件、使用開始報告の受理【法10条の2第1項】1141件、使用廃止の届出の受理【法11条の3】2586件
主な事務の処理フロー	移譲前 移譲後
移譲による市町村のメリット	・ 手続を行う住民にとってより身近な市町村が窓口となることで、住民の交通費、移動時間の負担が軽減されるなど、住民サービスの向上を意識した浄化槽行政を推進することができる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	・ 浄化槽管理者の指導等 ・ 浄化槽の多くは一般家庭のものであり、その使用者への指導は地域の実情を最も把握している市町村が行うのが効果的である。
想定される事務量（年間処理件数）	数件から数百件 ・ 設置届の受理 ・ 廃止届の受理 ・ その他報告の受理
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	・ 職員1名以上（他業務との兼務可）を、申請件数の多寡に応じ配置。嘱託職員による対応も可。 ・ 資格は要しないが、パソコンによるデータ管理に対応できることが必要である。
必要な条例・規則等	・ 法第10条の2第1項に基づく「使用開始報告」、同条第2項及び3項に基づく「変更報告」の様式（現在、県は施行細則で規定している）を、規則等によって定めることが必要。 ・ 設置届に添付する書類（法定検査の事前申込書等）を要綱等によって定めることが必要。

市町村への支援

説明会・研修会等	・ 権限を移譲するに当たり、説明会を開催。個別案件については各環境管理事務所から引き継ぎを行う。
事務処理マニュアル	・ 事務処理要領（事務処理の手順をまとめたもの）の提供
人的支援（職員派遣等）	・ 浄化槽市町村担当者講習会の実施 ・ 事務所の職員による実務上の支援
移譲後のフォローアップ	・ 事務処理に当たっての相談等は、環境管理事務所ですぐに対応する。（環境管理事務所では常勤職員のほか、一部事務所に配置されている浄化槽専門の相談員が対応する） ・ 浄化槽市町村担当者講習会の実施
財政支援	・ 準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・ 事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	79項1号・3号
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	指定都市（1市）・中核市（3市）
移譲済市町村（条例）	79項1号 34市22町1村（未移譲 2市）79項3号 1市11町1村（未移譲 35市11町）
県担当課（本庁）	環境部 水環境課 浄化槽・豊かな川づくり担当（048-830-3083）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 大気水質担当（秩父環境管理事務所は生活環境担当）

事務の概要

根拠法令	浄化槽法
事務内容	1. 指定検査機関の設置後等の水質に関する検査報告の受理（第7条第2項、第11条第2項） 検査結果が「不適正」と判定された浄化槽については、立入検査等を実施し、改善に関する指導を行う。 2. 管理者に対し設置後等の水質検査の受検指導等（第7条の2第1項～3項及び第12条の2第1項～3項） 未受検者に対し、通知、立入等により受検指導を行う。 3. 保守点検又は清掃についての指導等（第12条第1項） 適正な管理が行われず、放流水が水質基準を上回る場合や、臭気の問題があるなどの場合、浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者等に対し、必要な助言、指導、勧告を行う。 4. 浄化槽台帳の整備（第49条） 浄化槽に係る届出、維持管理情報の入力、台帳の精査等を行う。 5. 特定既存単独処理浄化槽に対する指導等（附則第11条） 生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある単独処理浄化槽について、除却等の助言、指導、勧告、命令を行う。
主な移譲権限のR5年度処理件数	設置後等及び定期検査の水質に関する検査報告【7条2項、11条2項】115960件、管理者に対し、定期検査を受けるよう、指導及び助言【12条の2第1項】2042件、管理者等への立入検査【53条2項】315件
主な事務の処理フロー	移譲前 移譲後
移譲による市町村のメリット	・清掃業の許可権限を持ち、地域の実情を最も把握している市町村が浄化槽管理者等への指導を行うことにより、水質改善を図ることができる。 ・台帳整備を市町村で行うことにより、他の行政情報との連携が進み、単独槽の把握・合併転換の促進・指導の効率化につながる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	・浄化槽設置の届出等 ・浄化槽の設置届、管理者変更報告書等の受付事務を行うことにより、浄化槽の設置及び指導事務に係る情報を一元的に管理することができる。
想定される事務量（年間処理件数）	1. 7条及び11条検査報告関係：年間数十件～多いところで14000件程度。毎月、検査機関から検査結果が報告される。 2. 7条検査関係：7条検査の不適正率は2%程度。これらに対して、文書指導、立入検査を行う。 3. 11条検査関係：11条検査の不適正率は2%程度。これらに対して、文書指導、立入検査を行う。 埼玉県を受検率が全国平均に比べ低いことから、未受検者に対して積極的に指導する必要がある。 4. 苦情関係：苦情件数は、全県で年間190件程度（保健所設置市を除いた場合、100件程度）。 5. 浄化槽台帳関係：年間数十件～多いところで450件程度の届出入力。数百件～多いところで30000件程度の台帳情報を随時更新。 6. 特定既存単独処理浄化槽関係：苦情等で把握した特定既存単独処理浄化槽に対して、除去等を指導する。
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	・職員1名以上（他業務との兼務可）を、届出件数の多寡に応じて配置。嘱託職員による対応も可。資格は要しない。 ・簡易分析用機材（消耗品）が必要。
必要な条例・規則等	・指定検査機関からの検査報告を受理した後の事務手順を定めた要領等を整備する必要がある。

市町村への支援

説明会・研修会等	・ 権限を移譲するに当たり、説明会を開催。個別案件については各環境管理事務所から引き継ぎを行う。
事務処理マニュアル	・ 事務処理要領（事務処理の手順をまとめたもの）の提供
人的支援（職員派遣等）	・ 浄化槽市町村担当者講習会の実施 ・ 事務所の職員による実務上の支援
移譲後のフォローアップ	・ 事務処理に当たっての相談等は、環境管理事務所ですぐに対応する。（環境管理事務所では常勤職員のほか、一部事務所に配置されている浄化槽専門の相談員が対応する） ・ 浄化槽市町村担当者講習会の実施
財政支援	・ 準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・ 事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	79項2号・79項第4号
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	指定都市（1市）・中核市（3市）
移譲済市町村（条例）	79項第2号 19市9町（未移譲 17市13町1村） 79項第4号 8市（未移譲 28市22町1村）
県担当課（本庁）	環境部 水環境課 浄化槽・豊かな川づくり担当（048-830-3083）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 大気水質担当（秩父環境管理事務所は生活環境担当）

事務の概要

根拠法令	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	
事務内容	○【排出量等の届出書の経由】（法5条3項） 排出量等の届出書を受理・審査した後に、大臣へ進達する。 ○【排出量等の届出書の記録事項の集計結果に係る大臣からの通知の受理等】（法8条4、5項） 排出量等の届出書の記録及び集計結果を大臣から受理し、その結果の公表などを行う。 ○【電子情報処理組織使用届出書の受理等】（法施行規則12条1、2、3項） 電子情報処理組織使用届出書・変更届出書・廃止届出書を受理し、届出者へ識別番号等を通知する。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	・排出量等の届出書の経由【法5条3項】 1,530件 ・電子情報処理組織使用届出書の受理等【法施行規則12条1、2、3項】 440件	
主な事務の処理フロー	移譲前 事業者(事業所ごと) 第1種指定化学物質 排出量等の届出 電子情報処理組織 使用届出 ↓ 県(受理・システム入力・形式審査・内容審査) ↓ 届出の進達 ↓ 事業所管大臣(受理・システム入力・形式審査・内容審査) ↑ 電子情報処理組織 識別番号の通知 ↑ 集計結果の通知	移譲後 事業者(事業所ごと) 第1種指定化学物質 排出量等の届出 電子情報処理組織 使用届出 ↓ 【市】(受理・システム入力・形式審査・内容審査) ↓ 届出の進達 ↓ 事業所管大臣(受理・システム入力・形式審査・内容審査) ↑ 電子情報処理組織 識別番号の通知 ↑ 集計結果の通知
移譲による市町村のメリット	対象となる事業所の大半が大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の適用を受ける事業所であるため、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の政令市は、的確かつきめ細やかな対応が可能となる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	埼玉県生活環境保全条例に基づく特定化学物質の適正な管理等 対象となる事業所、届出（報告）の概念や方法がほぼ同様であり、また本事務の届出情報の妥当性も判断できるため。	
想定される事務量（年間処理件数）	届出書等の経由 79件(R5平均) 電子情報処理組織使用届出書等の受理 18件（R5平均） 排出量の集計・公表 1件	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	他業務（大気、水質等）と兼務が可能	
必要な条例・規則等	特になし	

市町村への支援

説明会・研修会等	・ 新任職員研修の実施（年1回・県職員合同）
事務処理マニュアル	・ PRTR事務処理マニュアル ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に係る事務処理要領
人的支援（職員派遣等）	・ 新任職員研修の実施（年1回・県職員合同）
移譲後のフォローアップ	・ 事務処理要領など参考資料・情報の提供 ・ そのほか事務処理に当たっての相談等は、随時対応
財政支援	・ 準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・ 事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	88項
条例移譲の目安	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の政令市（5市）
移譲済市町村（法令）	なし
移譲済市町村（条例）	5市（未移譲0市町村）
県担当課（本庁）	環境部 大気環境課 規制・化学物質担当 （048-830-2986）
県担当課（地域政策機関）	なし

事務の概要

根拠法令	ダイオキシン類対策特別措置法	
事務内容	・ 金属溶解炉、廃棄物焼却炉等のダイオキシン類を排出する施設に対する、設置、施設変更、代表者変更、使用廃止等の届出の受理及び審査を行う。 ・ 立入検査を行い、法令基準の遵守状況を確認する。 ・ 行政指導、行政処分を行う。 ・ 実施計画に基づき大気中のダイオキシン類濃度を測定し、県に報告する。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	立入検査【法第34条第1項】 124件 設置者による測定結果の公表【法第28条第3項】 168件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
移譲による市町村のメリット	市で届出等ができ、事業者の利便性が向上。 規制業務を地域の状況を熟知している市が事務を行うことで、迅速・的確な対応が可能。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	青空再生パッケージに含まれる事務を一体的に実施することにより大気規制行政を総合的に行うことができる。	
想定される事務量（年間処理件数）	・ 設置届等の受理：5件程度、立入検査：5件程度 ・ 設置者による測定結果の公表：10件程度 ・ 対象市におけるダイオキシン類常時監視地点：1地点	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	・ 立入検査時職員2名以上必要。環境関係事務（水質・騒音・振動等）と兼務が可能。 ・ 分析等は業者委託が可能であり、特に機器は必要なし。	
必要な条例・規則等	・ 特に条例・規則の制定は必要ないが、市町村内部で事務処理要領等を定めることが必要。県の事務処理要領等を参照。 ・ 行政手続法に基づく審査基準等の設定	

市町村への支援

説明会・研修会等	個別相談、文書提供等を随時行う。
事務処理マニュアル	・事務処理要領、マニュアル、パンフレット等を提供 ・管内届出書、立入検査票等の対象工場等の情報を提供
人的支援（職員派遣等）	市町村の要望に応じ、県職員派遣
移譲後のフォローアップ	・事務処理に係る相談等の随時対応 ・新任担当者研修（毎年度４月頃、県職員と合同）の開催 ・大気環境連絡調整会議の開催（年２回程度）による情報共有
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	89項
条例移譲の目安	人口１５万人以上（１４市）
移譲済市町村（法令）	指定都市、中核市（３市）
移譲済市町村（条例）	１市（未移譲９市）
県担当課（本庁）	環境部 大気環境課 規制・化学物質担当（048-830-3058）、企画・監視担当（048-830-3057）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 大気水質担当・生活環境担当

事務の概要

根拠法令	ダイオキシン類対策特別措置法	
事務内容	・ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設設置届出書等の届出を審査・受理する。 ・特定事業場に立入検査等を行い、監視、指導する。 ・公共用水域等で年間計画に基づきダイオキシン類濃度を測定し、県に報告する。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	特定施設設置者への報告徴収及び立入検査【法34条1項】38件 設置者による測定結果報告の受理【法28条3項】21件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
	1 届出(設置届出等) 届出書 → 形式審査・受理 受理書 ← 内容審査 2 届出(氏名変更等) 届出書 → 形式審査・受理・内容審査 3 立入検査 改善命令 ← 立入検査 ※ 届出基準に適合しない場合は計量室等での検査を行う。	1 届出(設置届出等) 届出書 → 形式審査・受理 受理書 ← 内容審査 2 届出(氏名変更等) 届出書 → 形式審査・受理・内容審査 3 立入検査 改善命令 ← 立入検査 ※ 届出基準に適合しない場合は計量室等での検査を行う。
移譲による市町村のメリット	・身近な市町村で事務を一本化できる。 ・市民目線に立って水環境行政を推進することができる。 ・地域の実情を熟知している市が事務を行うことで、迅速・的確な対応が可能となる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	次の移譲対象事務は規制対象が関連している。事業者への規制、指導を連携して行うことができる。 ・水質汚濁防止に関する事務（事務No.13） ・特定工事の公害防止組織の届出受理等（汚水等）（事務No.14） ・公害防止事務（水質規制に関する事務）（事務No.24） ・公害防止事務（ダイオキシン（公害防止主任者に係る届出受理等））（事務No.24）	
想定される事務量（年間処理件数）	・対象市における設置特定事業場数 1～6施設程度 ・対象市におけるダイオキシン類常時監視地点 0～4地点程度 ・届出書等の受理については、年1件程度	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	○職員1名以上を配置（立入検査は2名で行うことが望ましい。他の環境関係業務と兼務可能） ○水質分析等は委託で対応可能	
必要な条例・規則等	○特に条例・規則の制定は必要ないが、市内部で行政処分基準、事務処理要領等を定めることが必要。 ○行政手続法に基づく審査基準等の設定	

市町村への支援

説明会・研修会等	事務説明会等の開催、個別相談の実施、届出書等の文書提供
事務処理マニュアル	事務処理要領
人的支援（職員派遣等）	○市の求めに応じて調整・協議する。 ○毎年度４月頃、新任担当者研修（県職員と合同）を開催している。
移譲後のフォローアップ	○事務処理にあたっての相談等は、随時対応する。 ○毎年度４月当初、新任担当者研修（県職員と合同）を開催する。
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	89項
条例移譲の目安	人口15万人以上の市（１４市）
移譲済市町村（法令）	指定都市（１市）、中核市（３市）
移譲済市町村（条例）	１市（未移譲９市）
県担当課（本庁）	環境部 水環境課 水環境担当 （048-830-3081）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 大気水質担当・生活環境担当

事務の概要

根拠法令	土壌汚染対策法	
事務内容	土壌汚染調査報告書の受理 土壌汚染の区域指定 指定区域における対策指導 指定区域における土地の改変に対する指導 汚染土壌の運搬・処理に対する指導	
主な移譲権限のR5年度処理件数	土壌汚染の区域指定 21件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
	<pre>graph TD; A["水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置していた土地の土地所有者等"] -- 届出 --> B["県"]; B -- "対策等指導" --> A;</pre>	<pre>graph TD; A["水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置していた土地の土地所有者等"] -- 届出 --> B["市"]; B -- "対策等指導" --> A;</pre>
移譲による市町村のメリット	環境保全に主体的に取り組むことで、土壌・地下水汚染に関する総合行政の展開や地域の実情に即した行政の展開が可能となる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	土壌・水質汚染対策のパッケージの事務	
想定される事務量（年間処理件数）	調査報告書等の受理 0～数件程度 指定区域の指定（解除）・公示 0～数件程度 現地確認 0～数件程度	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	水質汚濁防止法等の業務との兼務で1名配置	
必要な条例・規則等	○特に条例・規則の制定は必要ないが、市町村内部で事務処理要領等を定めることが必要。県の事務処理要領等を参照。 ○行政手続法に基づく審査基準・標準処理日数の設定	

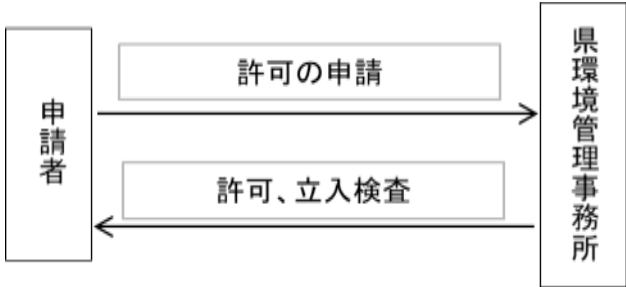
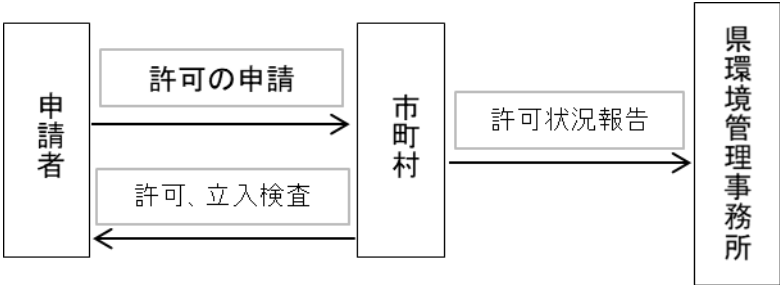
市町村への支援

説明会・研修会等	移譲予定市の意向を確認の上、個別に対応する。
事務処理マニュアル	事務処理要領（随時配布）
人的支援（職員派遣等）	実務研修
移譲後のフォローアップ	事務処理の相談等は随時対応する。また、新任担当者研修を開催する。
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	91項
条例移譲の目安	人口15万人以上（14市）
移譲済市町村（法令）	指定都市（1市）・中核市（3市）・施行時特例市（5市）
移譲済市町村（条例）	1市（未移譲5市）
県担当課（本庁）	環境部 水環境課 土壌・地盤環境担当（048-830-3084）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 大気水質担当・生活環境担当

事務の概要

根拠法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
事務内容	有害鳥獣の捕獲等の許可、許可証及び従事者証の交付、違反者に対する措置命令、許可の取り消しなど	
主な移譲権限のR5年度処理件数	許可証交付件数 1, 8 2 8 件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
		
移譲による市町村のメリット	・農作物被害等、地域の実情に応じて対応することができる。 ・鳥獣被害に関する住民からの相談に対し、迅速に調査を実施することができる。 ・有害鳥獣捕獲の実施にあたり、市町村と地元狩猟者との連携が図られる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務		
想定される事務量（年間処理件数）	全県で1, 0 0 0～2, 0 0 0件	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	人員は他業務との兼務で可。資格・機器等は不要。	
必要な条例・規則等	施行細則を制定し、申請書等の様式を定めるのが望ましい。	

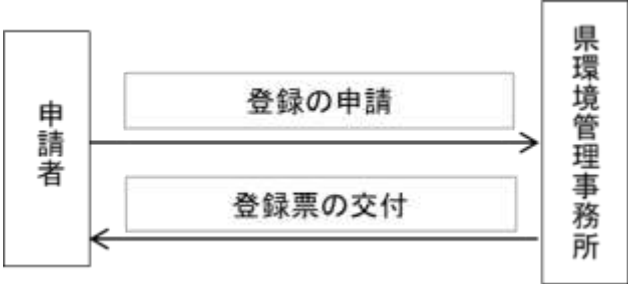
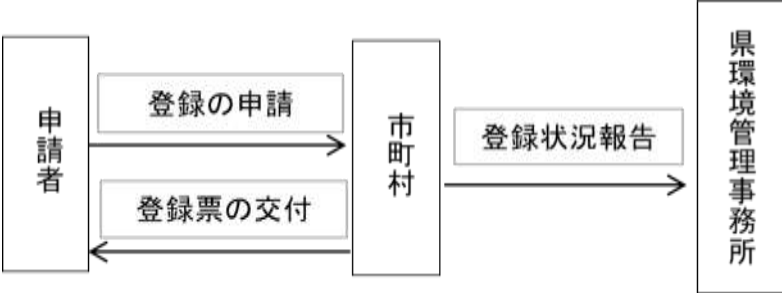
市町村への支援

説明会・研修会等	
事務処理マニュアル	〇〇市（町・村）有害鳥獣捕獲許可基準及び事務取扱要領（準則）
人的支援（職員派遣等）	
移譲後のフォローアップ	個別相談
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	93項1号
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	なし
移譲済市町村（条例）	40市22町1村
県担当課（本庁）	環境部 みどり自然課 野生生物担当（048-830-3143）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 地域環境担当（秩父環境管理事務所は自然環境担当）

事務の概要

根拠法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
事務内容	鳥獣の飼養の登録、登録票の交付など	
主な移譲権限のR5年度処理件数	鳥獣飼養状況 9件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
		
移譲による市町村のメリット	住民からの問い合わせや通報に対し、速やかに対応できる。飼養に関する相談から登録までの事務が一貫して行える。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務		
想定される事務量（年間処理件数）	全県で10～20件程度	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	人員は他業務との兼務で1名。資格・機器等は不要。	
必要な条例・規則等	手数料を徴収する場合には手数料条例に盛り込むことが必要。施行細則を制定し、申請書等の様式を定めるのが望ましい。	

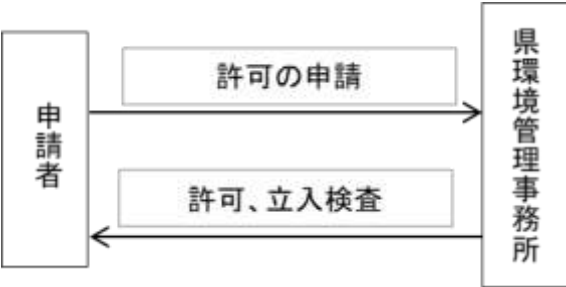
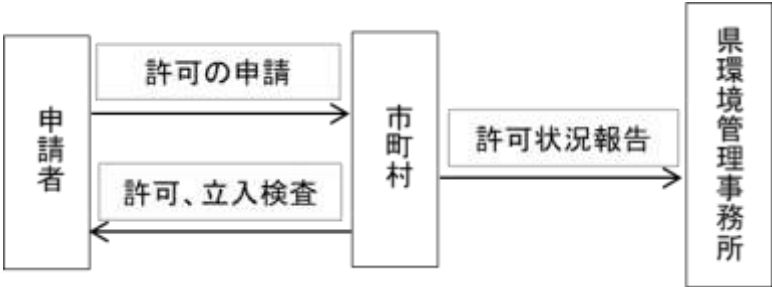
市町村への支援

説明会・研修会等	
事務処理マニュアル	
人的支援（職員派遣等）	
移譲後のフォローアップ	個別相談
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	93項2号
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	なし
移譲済市町村（条例）	40市22町1村
県担当課（本庁）	環境部 みどり自然課 野生生物担当（048-830-3154）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 地域環境担当（秩父環境管理事務所は自然環境担当）

事務の概要

根拠法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
事務内容	販売禁止鳥獣等（ヤマドリ及びその卵とこれらを加工した食料品）の販売許可、許可証の交付、違反者に対する措置命令、許可取り消しなど	
主な移譲権限のR5年度処理件数	販売禁止鳥獣の販売許可状況 0件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
		
移譲による市町村のメリット	・住民からの問い合わせや通報に対し、速やかに対応できる。 ・立入検査等を迅速に実施することができる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務		
想定される事務量（年間処理件数）	近年、処理実績なし	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	兼務可で1名未満。資格・機器等は不要。	
必要な条例・規則等	施行細則を制定し、申請書等の様式を定めるのが望ましい。	

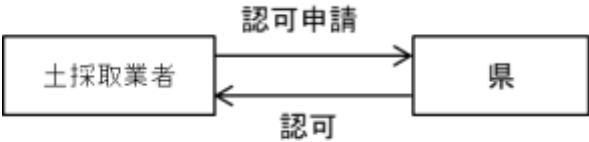
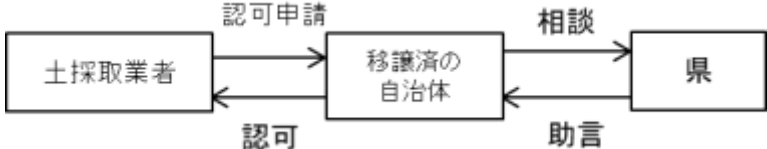
市町村への支援

説明会・研修会等	
事務処理マニュアル	ヤマドリ等の販売許可事務取扱要領（準則）
人的支援（職員派遣等）	
移譲後のフォローアップ	個別相談
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	93項3号
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	なし
移譲済市町村（条例）	40市22町1村（未移譲なし）
県担当課（本庁）	環境部 みどり自然課 野生生物担当（048-830-3154）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 地域環境担当（秩父環境管理事務所は自然環境担当）

事務の概要

根拠法令	埼玉県土採取条例	
事務内容	○土採取計画の認可及び変更の認可並びに条件の付与 ○氏名等の変更の届出及び採取の廃止又は完了の届出等の受理 ○認可採取計画の変更命令、認可の取消し又は採取の停止命令、緊急措置命令等 ○採取場等への立入検査等	
主な移譲権限のR4年度処理件数	埼玉県土採取条例第3条に基づく認可0件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
		
移譲による市町村のメリット	地域の実情に詳しい市町が処理することで、迅速で的確な対応が可能となる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務		
想定される事務量（年間処理件数）	○更新の認可 0～1件 ○変更の認可 0～1件 ○立入検査 1～2件	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	1名（兼務） 資格・免許、機器：不要	
必要な条例・規則等	○手数料収入が生じるので、市の手数料条例を改正する必要がある。 ○制定の義務はないが、具体的な認可や指導に当たっては、県に準じた要綱等を定めることが望ましい。 ・岩石等の採取に係る認可及び指導の基準に関する要綱 ・土の採取計画の認可申請手続の指導及び認可の基準等に関する要領	

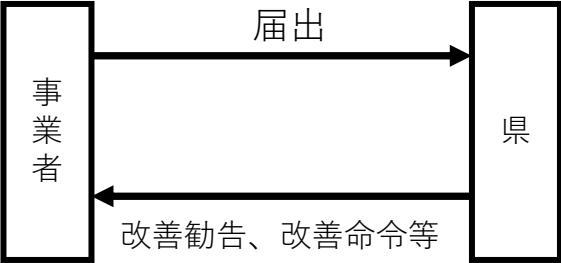
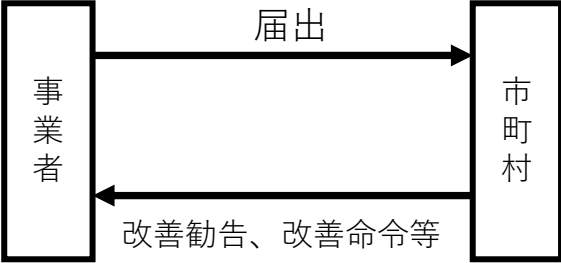
市町村への支援

説明会・研修会等	個別相談及び資料提供
事務処理マニュアル	名称：砂利対策担当事務処理マニュアル 概要：砂利対策担当で行う採石法・砂利採取法・埼玉県土採取条例に関する事務の手順等をまとめたもの
人的支援（職員派遣等）	県職員派遣の必要性はなく、市職員の受け入れや研修の必要性は低い。
移譲後のフォローアップ	個別相談及び資料提供
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	109項
条例移譲の目安	土採取場既存地域
移譲済市町村（法令）	なし
移譲済市町村（条例）	1市（未移譲 1市）
県担当課（本庁）	環境部 環境政策課 企画調整・環境影響評価担当（048-830-3039）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 地域環境担当（秩父環境のみ生活環境担当）

事務の概要

根拠法令	埼玉県生活環境保全条例	
事務内容	騒音、振動、悪臭及び野外焼却に関する各種届出の受理と、規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれる場合の改善勧告、勧告に従わない場合の改善命令等。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	公害防止監督者等の届出受理【条例第113条】 381件 立入検査【条例第120条】 8件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
		
移譲による市町村のメリット	規制業務を地域の状況を熟知している市町村が事務を行うことで、迅速・的確な対応が可能。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	騒音、振動に関する規制地域、規制基準の設定等。	
想定される事務量（年間処理件数）	1件あたり処理時間：1.50時間	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	職員1名以上を配置（立入検査は2名で行うことが望ましい。他の環境関係業務と兼務可能）	
必要な条例・規則等	○特に条例・規則の制定は必要ないが、市内部で行政処分基準、事務処理要領等を定めることが必要。 ○行政手続法に基づく審査基準等の設定	

市町村への支援

説明会・研修会等	個別相談、文書提供等を随時行う
事務処理マニュアル	事務処理要領
人的支援（職員派遣等）	特に検討していない
移譲後のフォローアップ	オンライン形式による研修会の実施
財政支援	事務処理経費（埼玉県環境保全交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	113項1号2号
条例移譲の目安	（騒音、振動、悪臭に関する事務） 規制地域 （深夜営業騒音及び指定作業場等、野外焼却に関する事務） 全市町村
移譲済市町村（法令）	独自条例：政令指定都市（さいたま市 1市）
移譲済市町村（条例）	全対象移譲済み
県担当課（本庁）	環境部 水環境課 総務・騒音・悪臭担当（048-830-3079） 環境部 大気環境課 規制・化学物質担当（048-830-3058）
県担当課 （地域政策機関）	各環境管理事務所 大気水質担当・生活環境担当

事務の概要

根拠法令	埼玉県生活環境保全条例	
事務内容	・焼却炉等のものを燃焼してばい煙を発生する施設、ベルトコンベア等の粉じんを発生する施設等に対する、設置、施設変更、代表者変更、使用廃止等の届出の受理及び審査を行う。 ・立入検査を行い、法令基準の遵守状況を確認する。 ・行政指導、行政処分を行う。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	設置届【条例第52条】 88件 立入検査【条例第120条】 1,409件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
移譲による市町村のメリット	市で届出等ができ、事業者の利便性が向上。 規制業務を地域の状況を熟知している市が事務を行うことで、迅速・的確な対応が可能。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	・大気汚染防止法のばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設に関する事務 ・ダイオキシン類対策特別措置法の大気に関する事務	
想定される事務量（年間処理件数）	1件あたり処理時間：1.50時間	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	・立入検査時職員2名以上必要。環境関係事務（水質・騒音・振動等）と兼務が可能。 ・分析等は業者委託が可能であり、特に機器は必要なし。	
必要な条例・規則等	・特に条例・規則の制定は必要ないが、市町村内部で事務処理要領等を定めることが必要。県の事務処理要領等を参照。 ・行政手続法に基づく審査基準等の設定	

市町村への支援

説明会・研修会等	個別相談、文書提供等を随時行う。
事務処理マニュアル	・事務処理要領、マニュアル、パンフレット等を提供 ・管内届出書、立入検査票等の対象工場等の情報を提供
人的支援（職員派遣等）	市町村の要望に応じ、県職員派遣
移譲後のフォローアップ	・事務処理に係る相談等の随時対応 ・新任担当者研修（毎年度４月頃、県職員と合同）の開催 ・大気環境連絡調整会議の開催（年１回程度）による情報共有
財政支援	事務処理経費（埼玉県環境保全交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	113項3号・4号・5号・6号
条例移譲の目安	人口15万人以上（14市）
移譲済市町村（法令）	独自条例制定市（1市）※さいたま市は公害防止に係る規制条例を有する
移譲済市町村（条例）	4市（未移譲9市）※所沢市は廃棄物焼却に係る規制条例を有しているため、該当する規制は除外
県担当課（本庁）	環境部 大気環境課 規制・化学物質担当（048-830-3058）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 大気水質担当・生活環境担当

事務の概要

根拠法令	埼玉県生活環境保全条例	
事務内容	・焼却炉等のものを燃焼してばい煙を発生する施設、ベルトコンベア等の粉じんを発生する施設（いずれも工場に係るものを除く。）に対する、設置、施設変更、代表者変更、使用廃止等の届出の受理及び審査を行う。 ・立入検査を行い、法令基準の遵守状況を確認する。 ・行政指導、行政処分を行う。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	設置届【条例第52条】 29件 立入検査【条例第120条】 343件	
主な事務の処理フロー	移譲前 <pre>graph LR subgraph Prefecture [県] A[形式審査 内容審査 受理書等] end subgraph Municipality [市町村] B[] end subgraph FacilityInstaller [施設設置者] C[] end subgraph Facility [施設] D[] end C -- 届出 --> A A -- 通知 --> B D -- 処分 --> E[立入検査 改善命令等] E -- 通知 --> B</pre>	移譲後 <pre>graph LR subgraph Municipality [市町村] A[形式審査 内容審査 受理書等] end subgraph FacilityInstaller [施設設置者] C[] end subgraph Facility [施設] D[] end C -- 届出 --> A A -- 通知 --> B[市町村] D -- 処分 --> E[立入検査 改善命令等] E -- 通知 --> B</pre>
移譲による市町村のメリット	市で届出等ができ、事業者の利便性が向上。 規制業務を地域の状況を熟知している市が事務を行うことで、迅速・的確な対応が可能。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	市で届出等ができ、事業者の利便性が向上。 規制業務を地域の状況を熟知している市が事務を行うことで、迅速・的確な対応が可能。	
想定される事務量（年間処理件数）	1件あたり処理時間：1.50時間	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	・立入検査時職員2名以上必要。環境関係事務（水質・騒音・振動等）と兼務が可能。 ・分析等は業者委託が可能であり、特に機器は必要なし。	
必要な条例・規則等	・特に条例・規則の制定は必要ないが、市町村内部で事務処理要領等を定めることが必要。県の事務処理要領等を参照。 ・行政手続法に基づく審査基準等の設定	

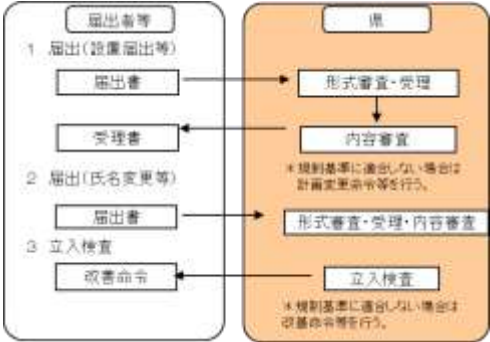
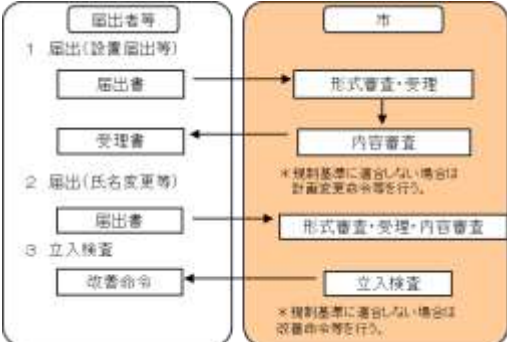
市町村への支援

説明会・研修会等	個別相談、文書提供等を随時行う。
事務処理マニュアル	・事務処理要領、マニュアル、パンフレット等を提供 ・管内届出書、立入検査票等の対象工場等の情報を提供
人的支援（職員派遣等）	市町村の要望に応じ、県職員派遣
移譲後のフォローアップ	・事務処理に係る相談等の随時対応 ・新任担当者研修（毎年度４月頃、県職員と合同）の開催 ・大気環境連絡調整会議の開催（年１回程度）による情報共有
財政支援	事務処理経費（埼玉県環境保全交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	113項5・6号
条例移譲の目安	人口15万人以上（14市）
移譲済市町村（法令）	独自条例制定市（1市）
移譲済市町村（条例）	【ばい煙（工場以外）及び粉じん】4市（未移譲9市） 【ばい煙（工場以外）及び粉じん（工場以外）】9市（未移譲4市）
県担当課（本庁）	環境部 大気環境課 規制・化学物質担当（048-830-3058）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 大気水質担当・生活環境担当

事務の概要

根拠法令	埼玉県生活環境保全条例	
事務内容	○指定施設（汚水等に係るものに限る）設置届出書等の届出を受理する。 ○指定排水工場等に立入検査等を行い、排水基準の適合状況等を監視、指導する。 ○公共用水域での水質事故時に原因究明、被害拡大防止の措置を講ずる。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	165件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
		
移譲による市町村のメリット	・身近な市町村で事務を一本化できる。 ・市民目線に立って水環境行政を推進することができる。 ・地域の実情を熟知している市が事務を行うことで、迅速・的確な対応が可能となる。 ・市が既に行っている騒音・振動・悪臭等の事務とともに一体化して事業者を指導することにより、市内の環境問題に主体的・総合的に取り組むことができる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	次の移譲対象事務は規制対象が関連している。事業者への規制、指導を連携して行うことができる。 ・水質汚濁防止に関する事務（事務No.13） ・ダイオキシン類対策に関する事務（事務No.18） ・土壤汚染対策法に基づく事務（事務No.19） ・公害防止事務（ダイオキシン（公害防止主任者に係る届出受理等））（事務No.24）	
想定される事務量（年間処理件数）	○対象市における処理件数 指定施設の設置届出等 0～2件 立入検査件数 0～19件	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	○職員1名以上を配置（立入検査は2名で行うことが望ましい。他の環境関係業務と兼務可能） ○水質分析等は委託で対応可能	
必要な条例・規則等	○特に条例・規則の制定は必要ないが、市内部で行政処分基準、事務処理要領等を定めることが必要。 ○行政手続法に基づく審査基準等の設定	

市町村への支援

説明会・研修会等	事務説明会等の開催、個別相談の実施、届出書等の文書提供
事務処理マニュアル	事務処理要領
人的支援（職員派遣等）	○平成19年度の熊谷市への移譲においては、県職員を派遣した。（ばい煙の規制に関する事務・公害防止事務（水質規制に関する事務）等と同時に移譲した。） ○毎年度4月頃、新任担当者研修（県職員と合同）を開催している。
移譲後のフォローアップ	○事務処理にあたっての相談等は、随時対応する。 ○毎年度4月当初、新任担当者研修（県職員と合同）を開催する。 ○年2回程度、水環境連絡会議を開催し、水環境課、環境管理事務所及び事務を移譲している市での情報・認識の共有化を図る。
財政支援	事務処理経費（埼玉県環境保全交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	113項7号
条例移譲の目安	人口15万人以上（14市）
移譲済市町村（法令）	独自条例制定市（1市）
移譲済市町村（条例）	10市（未移譲市3市）
県担当課（本庁）	環境部 水環境課 水環境担当 （048-830-3081）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 大気水質担当・生活環境担当

事務の概要

根拠法令	埼玉県生活環境保全条例	
事務内容	土壌汚染調査報告書の受理及び対策指導など	
主な移譲権限の R5年度処理件数	条例第79条第1項 31件 条例第80条第1項 388件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
	<pre>graph TD; A[特定有害物質取扱事業所 土地所有者] -- 届出 --> B[県]; B -- 対策等指導 --> A;</pre>	<pre>graph TD; A[特定有害物質取扱事業所 土地所有者] -- 届出 --> B[市]; B -- 対策等指導 --> A;</pre>
移譲による 市町村のメリット	環境保全に主体的に取り組むことで、土壌・地下水に関する総合行政の展開や地域の実情に即した行政の展開が可能となる。	
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	土壌・水質汚染対策のパッケージの事務	
想定される事務量 （年間処理件数）	1～5 件程度	
必要な組織体制等 （人員・資格・機器等）	水質汚濁防止法等の業務との兼務で1名配置	
必要な条例・規則等	○特に条例・規則の制定は必要ないが、市町村内部で事務処理要領等を定めることが必要。県の事務処理要領等を参照。 ○行政手続法に基づく審査基準・標準処理日数の設定	

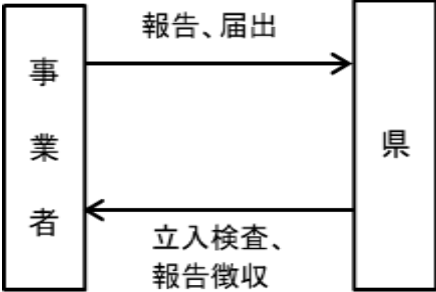
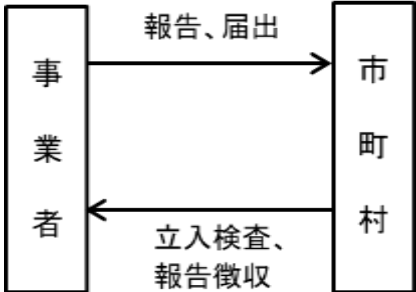
市町村への支援

説明会・研修会等	移譲予定市の意向を確認の上、個別に対応する。
事務処理マニュアル	事務処理要領（随時配布）
人的支援（職員派遣等）	実務研修
移譲後のフォローアップ	事務処理の相談等は相談等は随時対応する。また、新任担当者研修を開催する。
財政支援	事務処理経費（埼玉県環境保全交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	113項7号
条例移譲の目安	人口15万人以上（14市）
移譲済市町村（法令）	独自条例制定市（1市）
移譲済市町村（条例）	10市（未移譲市3市）
県担当課（本庁）	環境部 水環境課 土壌・地盤環境担当（048-830-3084）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 大気水質担当・生活環境担当

事務の概要

根拠法令	埼玉県生活環境保全条例	
事務内容	○ 条例の規則で定める多量排出事業者に該当する者が提出する、産業廃棄物の排出量の減量その他その処理に関する計画書及び報告書を確認する。 ○ 多量排出事業者から提出された計画書及び報告書をインターネット上に公表する。 ○ 環境負荷低減主任者の選任の届出を受理する。 ○ 立入検査により法令の遵守状況を確認し、必要に応じて事業者から報告を徴収する。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	報告、届出受付：126件 立入、報告徴収：0件	
主な事務の処理フロー	移譲前 	移譲後 
移譲による市町村のメリット	事業系一般廃棄物の排出と一体化した計画をみることができる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項及び第10項、同法第12条の2第10項及び第11項の規定に基づく多量排出事業者の処理計画及び実施状況報告の受理事務	
想定される事務量（年間処理件数）	報告、届出受付：5 ～ 30件 立入、報告徴収：0 ～ 5件	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	廃棄物担当に他業務との兼務で1名配置	
必要な条例・規則等	なし	

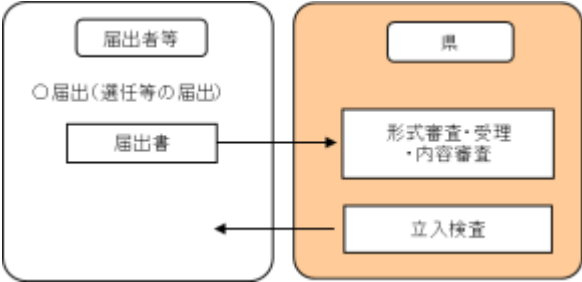
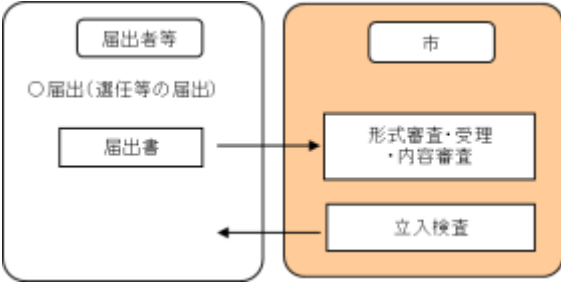
市町村への支援

説明会・研修会等	既に対象については移譲済み。要望があれば個別に対応する。
事務処理マニュアル	事業者向けの作成要領あり。
人的支援（職員派遣等）	既に対象については移譲済み。要望があれば個別に対応する。
移譲後のフォローアップ	既に対象については移譲済み。要望があれば個別に対応する。
財政支援	なし

基礎データ

事務処理特例 条例別表	113項 8号
条例移譲の目安	保健所設置市（3市）
移譲済市町村（法令）	独自条例（さいたま市）
移譲済市町村（条例）	3市（未移譲 なし）
県担当課（本庁）	環境部 産業廃棄物指導課 監視・指導・撤去担当（048-830-3135）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当、生活環境担当

事務の概要

根拠法令	埼玉県生活環境保全条例	
事務内容	・ 公害防止組織の届出の受理 ・ 公害防止監督者・主任者等の解任命令 ・ 指定工場等に対する報告徴収・立入検査	
主な移譲権限のR5年度処理件数	届出の受理【条例113条3項】 16件 立入検査【条例120条1項】 16件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
		
移譲による市町村のメリット	指定施設の設置状況を的確に把握することができ、迅速な指導が可能となる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	次の対象事務と合わせて移譲を受けることにより、工場及び事業場に対する規制行政を円滑に遂行することが可能となる。 特定工場における公害防止組織の整備に関する事務（事務No.14）	
想定される事務量（年間処理件数）	立入検査（0～2件程度）	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	新たな人員は不要	
必要な条例・規則等	なし	

市町村への支援

説明会・研修会等	移譲予定市の意向を確認の上、個別に対応する。
事務処理マニュアル	事務処理要領
人的支援（職員派遣等）	特に検討していない。
移譲後のフォローアップ	事務処理にあたっての相談等は、随時対応する。
財政支援	事務処理経費（埼玉県環境保全交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	113項13号
条例移譲の目安	人口15万人以上の市（ダイオキシン類対策に関する事務とセット）
移譲済市町村（法令）	独自条例制定市（1市）
移譲済市町村（条例）	4市（未移譲9市）
県担当課（本庁）	環境部 水環境課 水環境担当（048-830-3081）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 大気水質担当・生活環境担当

事務の概要

根拠法令	埼玉県生活環境保全条例		
事務内容	・運転者のアイドリング・ストップ実施義務に関する指導等（主として通報対応） ・事業者の運転者がアイドリング・ストップ実施義務を遵守するよう適切な措置を講じる義務に関する指導等（主として通報対応） ・駐車場の設置者及び管理者の駐車場利用者へのアイドリング・ストップの周知義務に関する指導等（通報対応及び文書送付等）		
主な移譲権限の R5年度処理件数	48条 120条1項 122条1項 122条2項	義務違反者に対する勧告 義務違反の確認等に係る立入検査（指導を含む） 勧告を受けた者がこれに従わなかった場合の公表 公表をするときの意見を述べる機会の付与	0件 111件 0件 0件
主な事務の処理フロー	移譲前		移譲後
移譲による 市町村のメリット	騒音や悪臭などと共に多くが生活に密着した問題であるため、移譲により、より迅速できめ細やかな対応が可能となる。		
一体的に処理することが 効果的な移譲事務	騒音・振動、悪臭に関する事務		
想定される事務量 （年間処理件数）	・運転者に対する指導 ・駐車場設置者等に対する指導 ・通報対応 ・1件当たり2時間程度 1～2件1～3件1～5件※平成30年以降に3市において勧告を行った例がある		
必要な組織体制等 （人員・資格・機器等）	他業務と兼務で1～2名配置		
必要な条例・規則等	なし		

市町村への支援

説明会・研修会等	県と移譲市町村との情報交換、「アイドリング・ストップに関する対応事例集」の配布（R4.2）
事務処理マニュアル	事務処理要領、マニュアル、パンフレット等を提供
人的支援（職員派遣等）	専門的な事務ではないため、県職員派遣・実務研修は特になし ただし、対応困難な案件等で県と移譲市町村と合同での立入検査・指導は随時実施
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、随時対応
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	113項9号
条例移譲の目安	市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	独自条例（さいたま市（1市））
移譲済市町村（条例）	36市22町1村（未移譲3市）
県担当課（本庁）	環境部 大気環境課 総務・自動車対策担当（048-830-3064）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 地域環境担当

事務の概要

根拠法令	埼玉県生活環境保全条例	
事務内容	1 騒音に関する規制基準、規制地域等を定める規則の制定（深夜営業騒音に関する規制基準、規制地域及び拡声機の使用に関する規制基準を含む）及び告示 2 振動に関する規制基準、規制地域等を定める規則の制定及び告示	
主な移譲権限のR5年度処理件数	0件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
	規制基準、規制地域等の変更事案発生 ↓ 市長の意見書等必要書類を知事あてに提出 ↓ 県で条例の施行規則改正の内容を調査、検討 ↓ 規則改正の起案、知事決済 ↓ 規則改正、告示	規制基準、規制地域等の変更事案発生 ↓ 市長のみで市の規則改正、告示
移譲による市町村のメリット	地域の実情に応じた規制基準の設定及び規制地域の指定が迅速に行うことができる	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	なし	
想定される事務量（年間処理件数）	規制基準及び規制地域等の変更が生じなければ事務は発生しない	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	なし	
必要な条例・規則等	騒音、振動に関する規制基準及び規制地域を定める規則の制定	

市町村への支援

説明会・研修会等	随時、個別に対応
事務処理マニュアル	希望に応じ、規則の制定例を配布
人的支援（職員派遣等）	なし
移譲後のフォローアップ	随時、個別に対応
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	第113項第10号
条例移譲の目安	市（40市）
移譲済市町村（法令）	独自条例（さいたま市（1市））
移譲済市町村（条例）	39市
県担当課（本庁）	環境部 水環境課 総務・騒音・悪臭担当（048-830-3079）
県担当課 （地域政策機関）	

事務の概要

根拠法令	埼玉県生活環境保全条例	
事務内容	○【取扱量等の報告書の受理及び公表】（条例74条2項） 特定化学物質取扱量報告書を受理・審査する。取扱量等を集計し、その結果を公表する。 ○【特定化学物質等適正管理手順書の受理】（条例75条2項） 特定化学物質等適正管理手順書を事業者から受理・審査する。 ○【立入検査】（条例120条） 特定化学物質取扱事業者に対し、立入検査を必要な限度において実施する。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	・取扱量等の報告書の受理及び公表【条例74条2項】 1,405件 ・特定化学物質等適正管理手順書の受理【条例75条2項】 55件	
主な事務の処理フロー	移譲前 事業者(事業所ごと) ↓↑ 取扱量報告・ 手順書の提出など 立入検査・報告の徴収・ 事故時の措置命令など 県(受理・システム入力・形式審査・内容審査) ↓ 集計結果の公表 県民	移譲後 事業者(事業所ごと) ↓↑ 取扱量報告・ 手順書の提出など 立入検査・報告の徴収・ 事故時の措置命令など 【市】(受理・形式審査・内容審査) ↓ 集計結果の公表 市民
移譲による市町村のメリット	対象となる事業所の大半が大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の適用を受ける事業所であるため、移譲により、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の政令市は、的確かつきめ細やかな対応が可能となる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出受理等 対象となる事業所、届出（報告）の概念や方法がほぼ同様であり、また本事務の届出情報の妥当性も判断できるため。	
想定される事務量（年間処理件数）	取扱量報告書受理等 69件(R5平均) 立入検査 1件（R5平均） 取扱量の集計・公表 1件	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	立入検査は1班2名以上で実施することが望ましい 他業務（大気、水質等）と兼務が可能	
必要な条例・規則等	特になし	

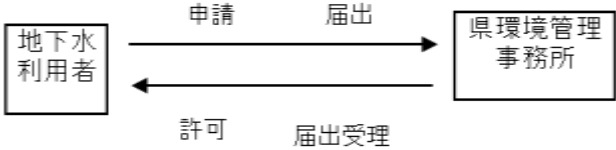
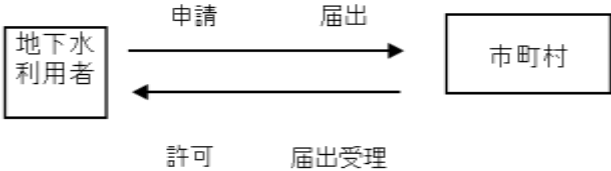
市町村への支援

説明会・研修会等	・新任職員研修の実施（年1回・県職員合同）
事務処理マニュアル	現状、対象市すべてに移譲済のため行っていない。
人的支援（職員派遣等）	・新任職員研修の実施（年1回・県職員合同）
移譲後のフォローアップ	・事務処理要領など参考資料・情報の提供 ・そのほか事務処理に当たっての相談等は、随時対応
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	113項11号
条例移譲の目安	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の政令市（5市）
移譲済市町村（法令）	独自条例制定市（1市）
移譲済市町村（条例）	4市（未移譲0市町村）
県担当課（本庁）	環境部 大気環境課 規制・化学物質担当 （048-830-2986）
県担当課（地域政策機関）	各環境管理事務所 大気水質担当（秩父環境管理事務所のみ生活環境担当）

事務の概要

根拠法令	埼玉県生活環境保全条例	
事務内容	○地下水の採取を規制する事務（条例８６条・条例９０条） 地下水採取を規制している地域内の地下水採取者からの許可申請及び届出について許可及び受理する。 ○地下水採取量報告の受理（条例９６条２項） 地下水採取者から毎年１回の割合で地下水採取量報告を受理する。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	対象施設数 5,098件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
		
移譲による市町村のメリット	地盤沈下防止に市町村が主体的に取り組むことができる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	工業用水法及び建築物用地下水の採取に関する法律（いずれも地盤沈下防止のための地下水の採取に関する規制のため）	
想定される事務量（年間処理件数）	年間１～５件程度 年間２０時間	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	新たな要員不要	
必要な条例・規則等	行政手続法に基づく審査基準・標準処理日数の設定	

市町村への支援

説明会・研修会等	個別説明
事務処理マニュアル	条例の解釈と運用及び事務処理要領の配布
人的支援（職員派遣等）	なし
移譲後のフォローアップ	随時相談に応じる
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	113項12号
条例移譲の目安	工業用水法又は建築物用地下水の採取の規制に関する法律の規制地域（6市）
移譲済市町村（法令）	独自条例制定市（1市）
移譲済市町村（条例）	4市（未移譲1市）
県担当課（本庁）	環境部 水環境課 土壌・地盤環境担当（048-830-3084）
県担当課（地域政策機関）	環境管理事務所 大気水質担当